

厚生労働省は、平成30年7月25日付医政発0725第13号において、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保対策に関する会議体（へき地保健医療対策に関する協議会、専門医制度に関する都道府県協議会、地域医療支援センター運営委員会等）は、速やかに地域医療対策協議会に一本化するように通知

都はへき地医療対策協議会において、医師確保対策以外にも様々な事項について協議しているため、へき地医療対策協議会の全てを地域医療対策協議会に統合することは困難



へき地医療対策の特殊性を考慮し、地域医療対策協議会と当協議会との一本化は行わず、引き続きこれまで同様、当協議会においてへき地医療に関する事項を総合的に協議

- このうち、へき地における医師確保対策に関する事項については、協議内容を地域医療対策協議会に報告・承認

東京都へき地医療対策協議会

【協議事項】

- 1 へき地医療支援計画の策定に関する事項
- 2 **へき地勤務医師等派遣計画の策定に関する事項**
- 3 **へき地における医師等医療技術者の安定的確保に関する事項**
- 4 へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等
- 5 その他必要な事項

へき地における
医師確保対策の
協議内容を報告

報告・承認

東京都地域医療対策協議会

【協議事項】

医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項

医師部会

看護人材部会

勤務環境改善部会